

佐波川における 特定都市河川の指定に向けた検討について

令和7年2月

1. 第7回 佐波川流域治水協議会の要旨

第7回 佐波川流域治水協議会

■第7回佐波川流域治水協議会として、山口市、防府市、周南市等の関係機関の委員及びオブザーバーが参加し、「特定都市河川の指定」に向けた会議を実施した。

【開催日時】

日時	令和6年10月31日(木) 14:00～15:30
場所	山口河川国道事務所 第1会議室

【委員】

山口市	市長 代理:副市長
防府市	市長 代理:副市長
周南市	市長 代理:河川港湾課長
山口県	土木建築部長
林野庁近畿中国森林管理局	山口森林管理事務所長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター	山口水源林整備事務所長
気象庁福岡管区气象台	下関地方気象台長
国土交通省中国地方整備局	山口河川国道事務所長

【主な意見】

■山口市

- ・特定都市河川に指定されることで、ソフト対策や護岸整備など必要なハード整備の加速化に期待している。
- ・徳地地区は浸水被害が想定される地域であり、山口市を含むを含む上流端まで指定することに異存はない。

■防府市

- ・最近の大雨や気温上昇によって特定都市河川の指定は必要と考えている。まだまだ手がついていない中上流域の早急な整備のためにも、特定指定河川の手続きを進めて頂きたい。
- ・防府市は最下流域に位置し、広域防災広場の整備を進めている。こうした安全を担保しながら、しっかり防災対策のお手伝いをさせて頂きたい。

■周南市

- ・特定都市河川に指定されることにより住民の安全性が向上することで、周辺の都市開発が安全に進みやすくなり、地域の経済活性化などにつながると考えている。
- ・防災計画が進むことで地域住民の安心感が高まっていくと考えており、流域の資産価値の向上につながることを期待している。

■山口県

- ・流域治水の実効性を高めるため、特定都市河川指定は、ハードとソフトを組み合わせることで、効果的な取り組みと認識している。
- ・佐波川において特定都市河川の指定に向けた検討を進めることは県としても重要と考えており、本協議会で提案があった指定要件や指定範囲等の考え方で異存はない。
- ・なお、特定都市河川の指定は、流域治水が本格展開されるという半面、指定河川の流域内における開発行為に一定の制限がかかることから、周知期間を十分に確保するなど、協議会で十分な調整を行いながら進めていきたいと考えている。

【オブザーバー】

山口県	農林水産部農村整備課計画調整班長
山口県	農林水産部森林整備課 主幹
農林水産省中国四国農政局	農村振興部洪水調節機能強化対策官
農林水産省中国四国農政局	農村振興部設計課事業計画管理官



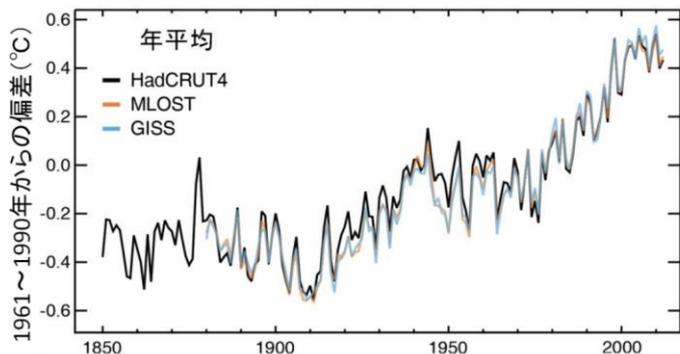
第7回 佐波川流域治水協議会 会議風景

2. 佐波川における主要な洪水、既定計画等

降雨量の増大と気候変動

- IPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)における第5次評価報告書(平成25年~26年公表)では、「気候システムの温暖化には疑いの余地がなく」、「人間による影響が20世紀半ばに観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高い(95%~100%)」とされた。
- 気候変動による影響により、近年全国各地で水災害が激甚化・頻発化しており、佐波川流域においても、平成21年7月中国・九州北部豪雨、令和5年7月洪水等において河川の氾濫、浸水被害が発生している。
- 今後、さらに雨量の増大が見込まれる中、治水対策の抜本的強化が急務となっている。

世界の地上気温の経年変化



出典:「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書 第1作業部会報告書(自然科学的根拠)の公表について」
HadCRUT4: 英国気象庁による解析、MLOST: 米国海洋大気庁による解析、GISS: 米国航空宇宙局による解析

平成21年7月中国・九州北部豪雨



H21.7洪水 十七谷川

平成21年7月19日から26日にかけて梅雨前線の活動が活発となり、同県美祢市桜山では観測史上第1位となる時間雨量 88.0 mm、防府市防府観測所では時間雨量63.5mmという非常に激しい雨を記録しました。

この豪雨により佐波川流域ではいたるところで浸水被害が発生しました。また、防府市を中心に山口県各地で土砂災害が多発しました。

令和5年7月洪水



陸美橋より下流を望む

令和5年6月28日以降、梅雨前線が日本付近に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で前線の活動が活発となり、各地で大雨となりました。

佐波川流域では、令和5年6月30日から1日にかけて大雨となり、堀雨量観測所では、降り始めからの総雨量が253mmと7月1ヶ月分平均値の3/4に匹敵する記録的な雨量を観測しました。

令和6年7月洪水



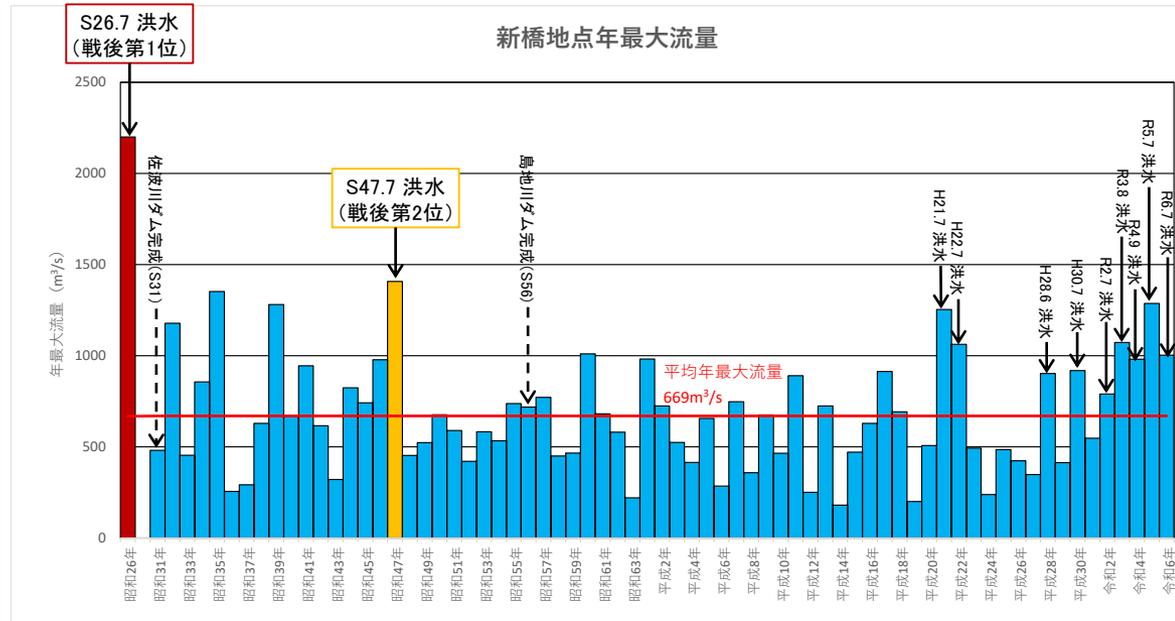
人丸橋右岸側より

令和6年6月30日夜から1日朝にかけて大雨となり、堀雨量観測所では、降り始めからの総雨量が211mmと7月1ヶ月分平均値の2/3に匹敵する記録的な雨量を観測しました。



佐波川における洪水の発生状況

- 佐波川の主要な洪水として、昭和26年7月洪水(戦後第1位)、昭和47年7月洪水(戦後第2位)が挙げられ、家屋浸水が発生している。
- その後の河道整備等により、平成21年7月を最後に家屋被害を伴う洪水は発生していない。
- しかし、直近10年間に、平均年最大流量(669m³/s)を上回る洪水が7回発生しており、出水の頻度が多くなっている。



※昭和31年以降はダムによる洪水調節あり
※氾濫による流量低減あり

主な洪水被害

● 昭和26年7月洪水(戦後第1位)
7月7日から10日までの降雨量は260~400mmにも達した。被害の状況は、死者11名、家屋損壊1,083戸、家屋浸水3,397戸、冠水面積1,388haとなった。



● 昭和47年7月洪水(戦後第2位)
7月11日には佐波川上流の雨量は、堀地点で151mm、和田地点で160mmを記録し、9日からの降雨により佐波川が増水した。被害の状況は、家屋浸水511戸、冠水面積340haとなった。



● 平成21年7月洪水(H21年7月中国・九州北部豪雨)
7月19日から22日にかけて、山陰沖から東海地方にのびる梅雨前線に向かって非常に湿った空気の流れ込み、前線の活動が活発になり、19日から22日までの4日間の総雨量は、防府で332.0mmとなり、7月の月間降水量平年値を上回る大雨が観測された。被害の状況は、家屋浸水371戸、冠水面積144haとなった。

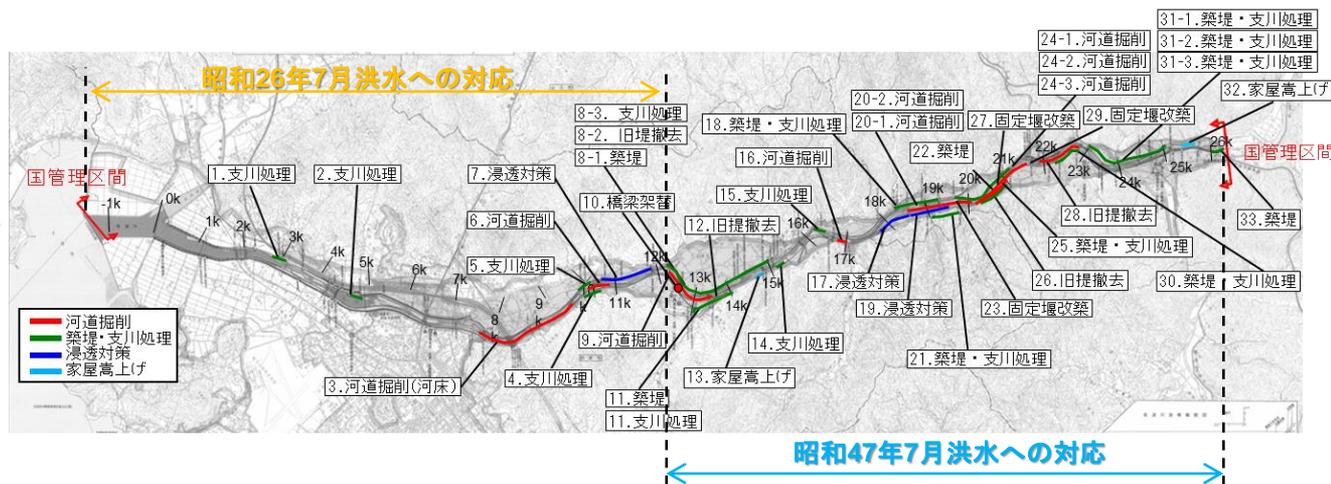
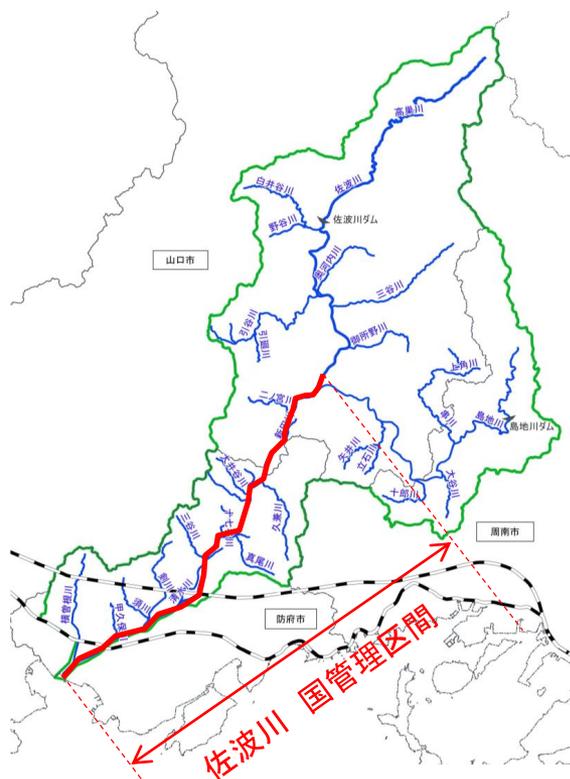


発生年月日	発生原因	新橋地点ピーク流量 (m ³ /s)	新橋上流域2日雨量 (mm)	被害状況
大正7年7月	台風	約3,500	261.1	死者 不明 流潰家屋 91戸 浸水家屋 3,451戸
昭和16年6月	梅雨前線	約1,900	320.3	死者 不明 流潰家屋 3戸 浸水家屋 150戸
昭和26年7月	梅雨前線	約2,200	324.2	死者 不明 流潰家屋 1,083戸 浸水家屋 3,397戸
昭和35年7月	梅雨前線	約1,400	240.7	死者 不明 流潰家屋 9戸 浸水家屋 869戸(防府市域)
昭和47年7月	梅雨前線	約1,400	240.0	死者 5人 流潰家屋 58戸 床上浸水 83戸 床下浸水 428戸
平成21年7月	梅雨前線	約1,300	204.5	土砂災害による死者 19人 (関連死5人含む) 流潰家屋 69戸 床上浸水 69戸 床下浸水 302戸
平成22年7月	梅雨前線	約1,100	272.5	—
平成28年6月	梅雨前線	約1,000	155.8	—
平成30年7月	梅雨前線	約1,000	242.5	—
令和3年8月	梅雨前線	約1,100	268.8	—
令和4年9月	台風	約1,000	269.0	—
令和5年6月	梅雨前線	約1,300	233.3	—

※大正7年7月洪水、昭和26年7月洪水の新橋地点ピーク流量については流出計算による推定値

佐波川における既定計画について

- 佐波川の国管理区間においては、平成9年の河川法改正に伴い平成18年11月に佐波川水系河川整備基本方針を、平成26年5月に佐波川水系河川整備計画を策定した。
- 下流側(河口～12k0)は昭和26年7月洪水規模、上流側(12k0～26k2)は昭和47年7月洪水規模に対応できる築堤・樋門等の整備を下流から順次実施しているところである。



2.支川処理 (甲久保川合流部)



11.築堤 (真尾地区)

佐波川流域における流域治水プロジェクト

■ 気候変動等により頻発する水害から流域住民を守るため、「流域治水」の一環として、国、県、沿川市が連携の上、河川整備とまちづくりの一体的推進に向けた取り組みを行っている。



流域治水のイメージ

佐波川流域における流域治水プロジェクト

● 令和6年3月に策定された流域治水プロジェクト2.0では、気候変動(2°C上昇)を考慮した場合においても現行の治水安全度を確保し、流域における浸水被害の軽減等を図るための取り組みを推進することとしている。

■被害対象を減少させるための対策

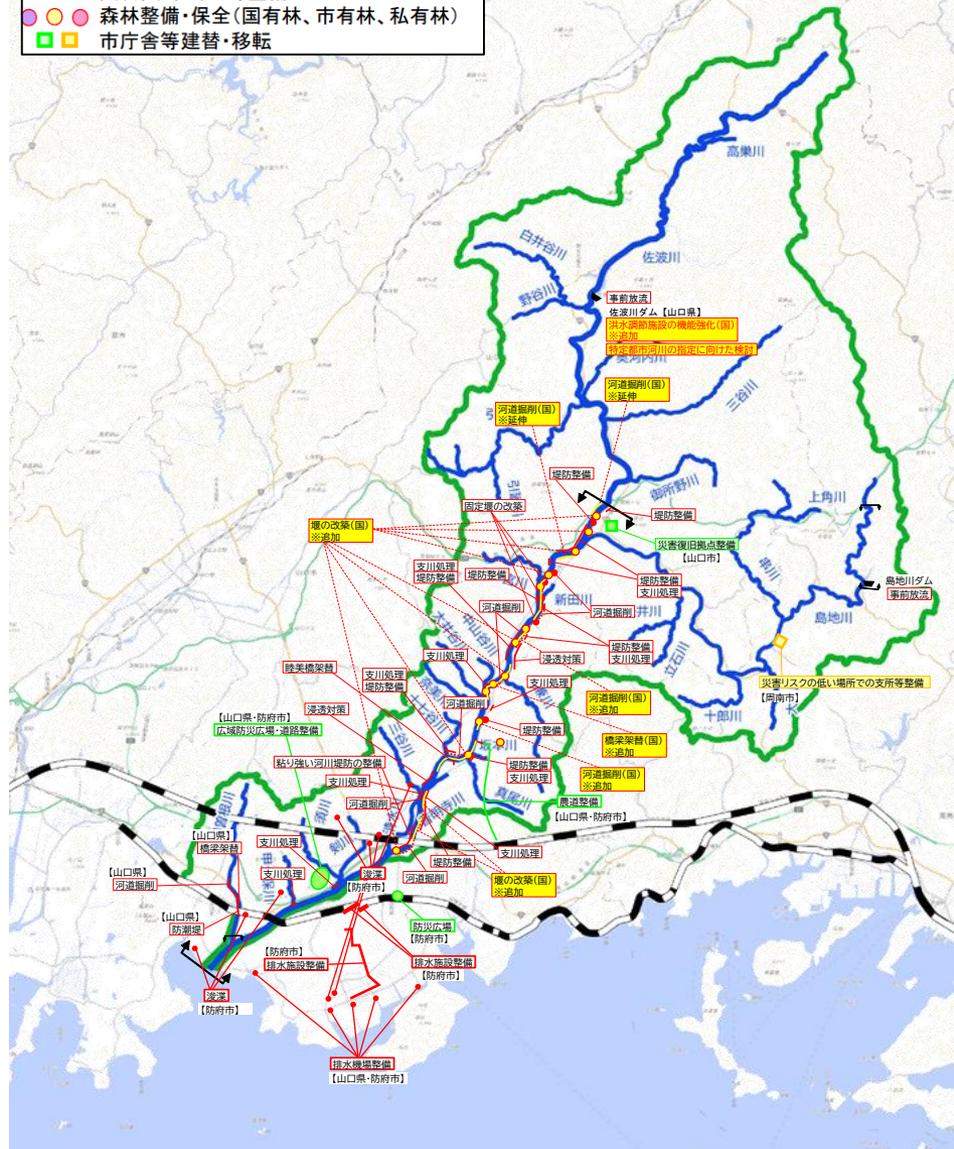
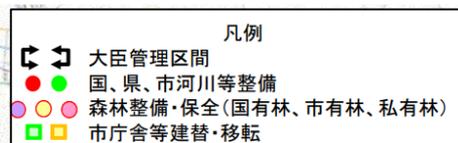
- ・立地適正化計画に基づく水害リスクの低い地域へ居住誘導
- ・災害リスクの低い場所での支所等整備

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・**河道掘削**、堤防整備、粘り強い河川堤防の整備、支川処理、**橋梁架替**
- ・**固定堰の改築**、防潮堤、**洪水調節施設の機能強化**等
- ・砂防堰堤の整備
- ・下水道等の排水施設の整備
- ・準用河川及び普通河川の浚渫
- ・農業水利施設の整備、水田貯留機能の向上
- ・中関地区周辺の排水施設・排水機場の整備
- ・雨水流出抑制施設設置補助制度の利用促進
- ・既存ダムにおける事前放流等の実施、体制構築(国、山口県)
- ・治山事業の推進及び森林の整備・保全(山口森林管理事務所、森林整備センター、山口市、周南市)

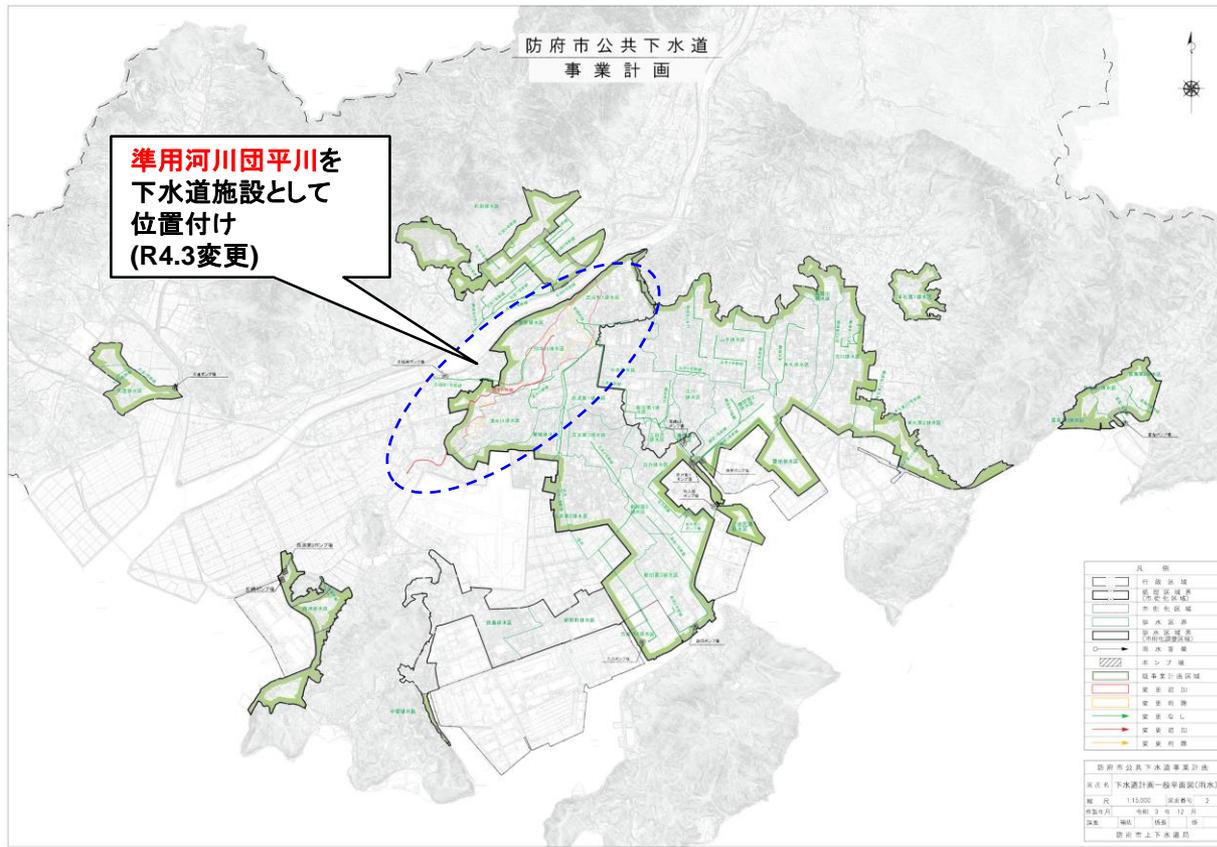
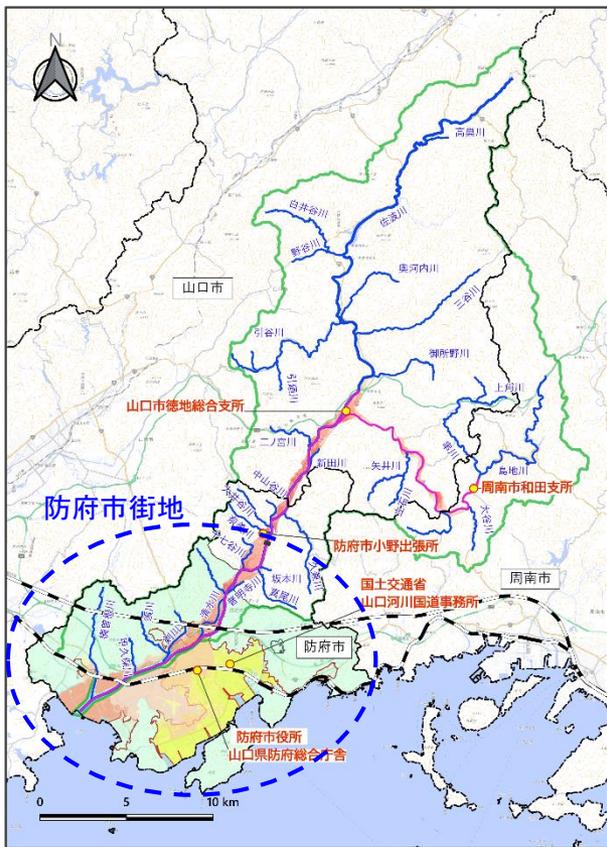
■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・防災拠点や医療拠点を繋ぐ道路ネットワークの整備
- ・災害復旧拠点となる徳地総合支所の建替
- ・土のう等の備蓄資材の配備
- ・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を掲載したハザードマップの配布及び住民説明会の実施
- ・タイムラインに基づく情報伝達訓練の実施
- ・**インフラDXにおける新技術活用**
- ・**マイタイムラインの作成支援**
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画の促進
- ・避難行動要支援者への個別避難計画の作成促進
- ・**気象情報の充実、予報精度の向上(气象台)**



※流域治水プロジェクト2.0で新たに追加した対策については、今後河川整備計画変更の過程でより具体的な対策内容を検討する。
 ※浸水リスクに晒される地域において、早期かつ効率的に家屋における浸水被害の防止・軽減を図る対策も合わせて検討。

- 防府市公共下水道は、昭和33年に第一期事業として防府駅を中心に約245haの区域を対象に事業認可を受け、昭和53年から供用開始を行い、鋭意整備中である。令和2年度末には、予定区域(汚水:2,407haのうち約2,102ha(87.3%)、雨水:2,202haのうち約375ha(17.0%))の整備を終えている。
- 令和4年3月に計画が変更され、10年に1度程度の大雨による浸水を解消することを目的に、準用河川団平川が下水道幹線に位置付けられた。



防府市公共下水道事業計画 事業計画区域(雨水)

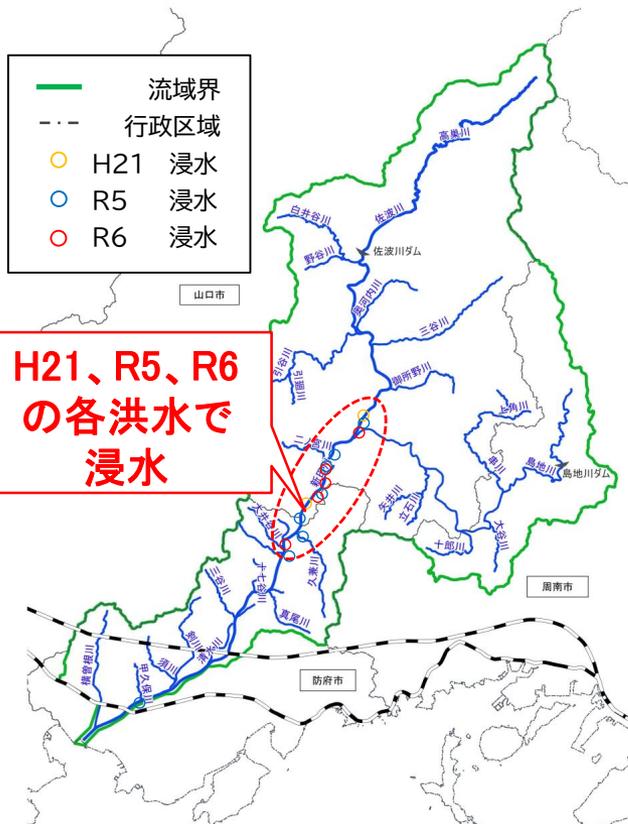
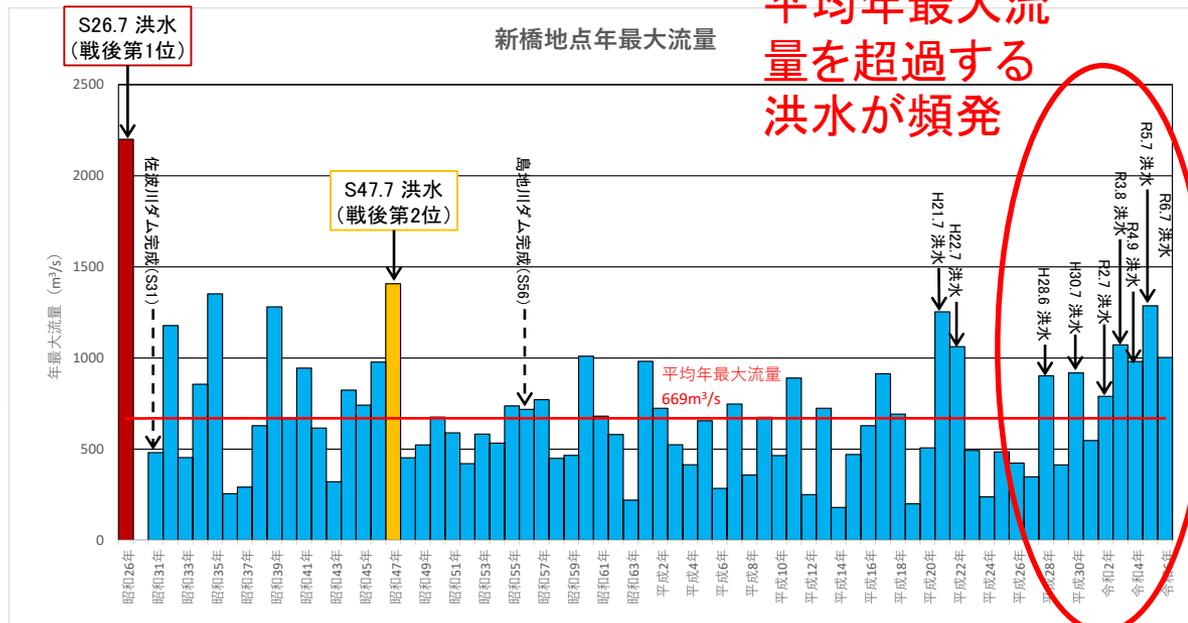
3. 佐波川における現状の課題を踏まえた 特定都市河川の目標洪水・指定区間の設定の考え方

佐波川における現状の課題

【佐波川における現状の課題①: 災害の激甚化・頻発化】

- これまでの河道整備等により、平成21年7月を最後に家屋被害を伴う洪水は発生していない。
- しかし、直近10年間に、平均年最大流量(669m³/s)を上回る洪水が7回発生しており、規模の大きい出水が頻発している。

平均年最大流量を超過する洪水が頻発



※昭和31年以降はダムによる洪水調節あり
※氾濫による流量低減あり



佐波川左岸19k000付近(山口市徳地岸見)
溢水による農地浸水

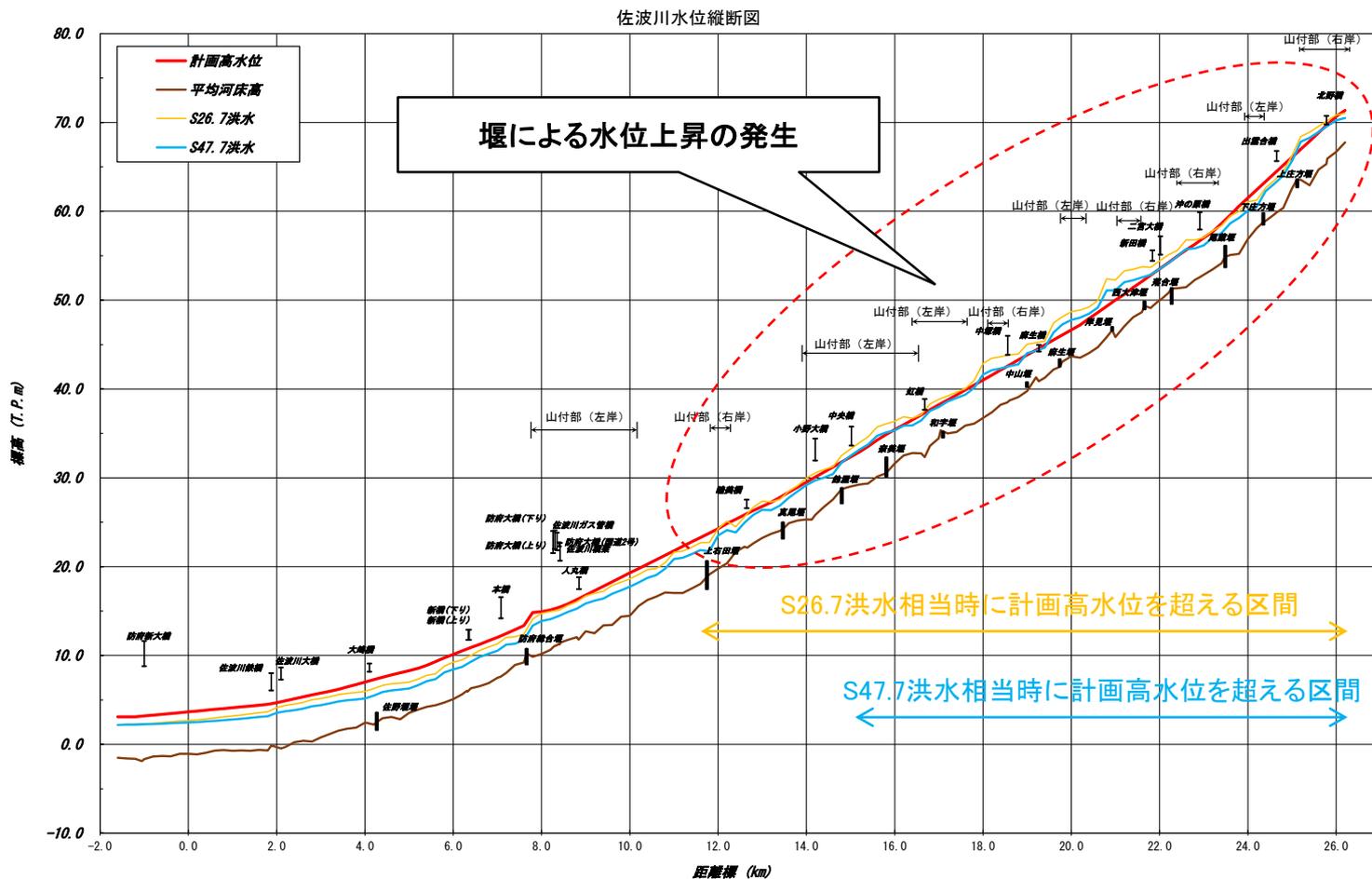


佐波川右岸19k200付近(山口市徳地岸見)
霞堤箇所の農地浸水

佐波川における現状の課題

【佐波川における現状の課題②：河道特性と整備状況による浸水リスク】

- 佐波川流域では、過去から農地利用が盛んで、農業用水が多く必要であるが、本川中・上流部は河床が急勾配となっており、農業用水を確保するために数多くの堰が存在する。
- 現況河道では、戦後第1位の昭和26年7月洪水相当の流量では上右田堰付近(11K7付近)から、戦後第2位の昭和47年7月洪水相当の流量では鈴屋堰(14k8)から上流で、水位上昇が顕著に生じる。
- 改築が必要な固定堰については対応が必要となるが、堰改築や堰改築に伴う河道掘削等に時間やコストを要する。



佐波川における現状の課題

【佐波川における現状の課題③：整備レベルの現状と流域水害対策の実現性】

- 佐波川の国管理区間は、現行の河川整備計画に基づき、下流側(河口～12k0)は昭和26年7月洪水規模、上流側(12k0～26k0)は昭和47年7月洪水規模に対応できる築堤・樋門等の整備を下流から順次実施しているところであるが、未着手の区間が存在する。
- 佐波川の県管理区間は、河川整備計画に基づく河川改修や河川等災害関連事業等により、流域内で整備を進めてきている。



上流側(昭和47年7月洪水対応)の区間で整備が未着手の区間あり



現況の整備レベルでは昭和47年7月洪水規模で浸水リスクがある。

【目標洪水及び指定区間の考え方】

- ◆【課題①：**災害の激甚化・頻発化**】を踏まえ、今後の洪水による浸水被害をできるだけ軽減させるため、早急な対策の実施が必要。
- ◆【課題②：**整備状況と河道特性による浸水リスク**】を踏まえ、整備に要する期間、コスト等を考慮した実現可能な対策の検討が必要。
- ◆【課題③：**整備レベルの現状と流域水害対策の実現性**】を踏まえ、現状として安全度が確保できていない箇所を優先した対策が必要。



【段階的な特定都市河川の指定】

- 昭和47年7月洪水流量に対する安全度が確保されておらず、近年で浸水被害が発生している箇所を優先して指定する。

4. 特定都市河川 指定区間・範囲の検討

特定都市河川 指定区間の検討

特定都市河川及び特定都市河川流域の指定範囲
(法第2条第1項及び第2項)

解説)

(1) 特定都市河川の指定区間(抜粋)

特定都市河川の指定に当たっては、下流側については、浸水被害の防止の観点から適切に区間を定めることとし、上流側については、流域水害対策計画の計画期間中に整備(維持管理を含む。)を見込む区間までを連続して全て指定することが基本である。また、指定できる区間は河川法第3条1項に規定する河川(一級河川及び二級河川)の区間に限られており、準用河川の区間は特定都市河川に指定できない。複数の河川を1つの特定都市河川として指定する場合、これらの河川は一体のものとして連続していなければならない。

上流端

流域水害対策計画の計画期間中に整備(維持管理を含む。)を見込む区間までを連続して全て指定

対象河川の上流端までを流域水害対策計画の対象として検討

指定区間上流端(案): 佐波川本川上流端

下流端

浸水被害の防止の観点から適切に区間を定める

指定区間下流端(案): 以下の観点で検討

①重要施設

②土地利用

③浸水状況

④地形条件

⑤整備状況



特定都市河川 指定区間の検討

【指定区間下流端の検討】 ①重要施設の観点



「①重要施設の観点」での指定区間下流端(案)

⇒ 河口から上流

特定都市河川 指定区間の検討

【指定区間下流端の検討】 ②土地利用の観点

【DID区域】(人口集中地区)

人口集中地区の設定に当たっては、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区(以下「基本単位区等」という。)を基礎単位として、1)原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域を「人口集中地区」とした。

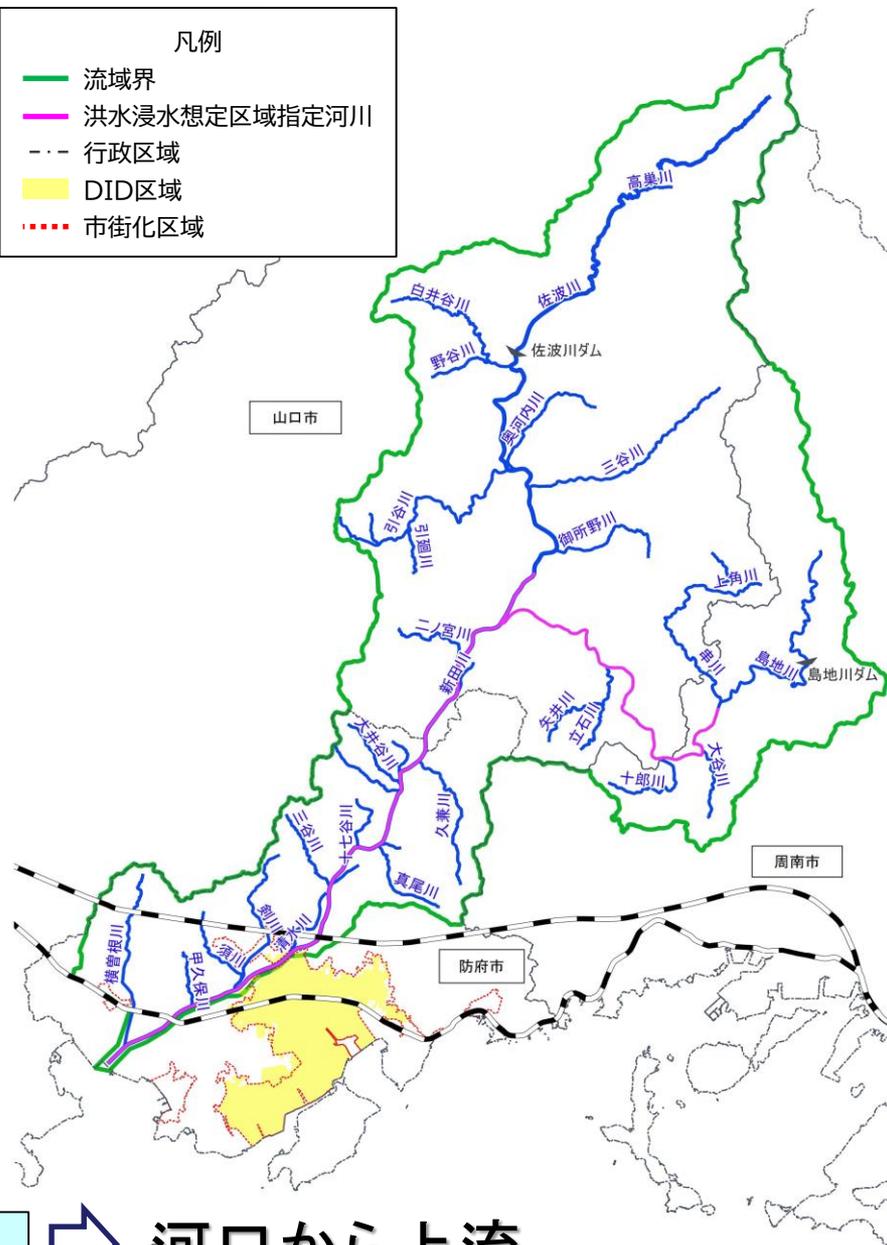
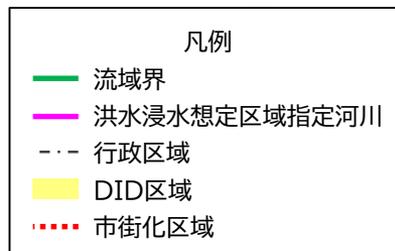
なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記1)の基本単位区等に隣接している場合には、上記1)を構成する地域に含めた。

出典:総務省統計局HP

【市街化区域】

- 1)既に市街地を形成している区域
⇒40人/ha、3,000人以上等【省令】
- 2)概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
⇒集团的優良農地、溢水・湛水・津波・高潮等のおそれのある土地 等は含めない【政令】

出典:国土交通省HP



「②土地利用の観点」での指定区間下流端(案)

➡ 河口から上流

特定都市河川 指定区間の検討

【指定区間下流端の検討】 ③浸水状況の観点



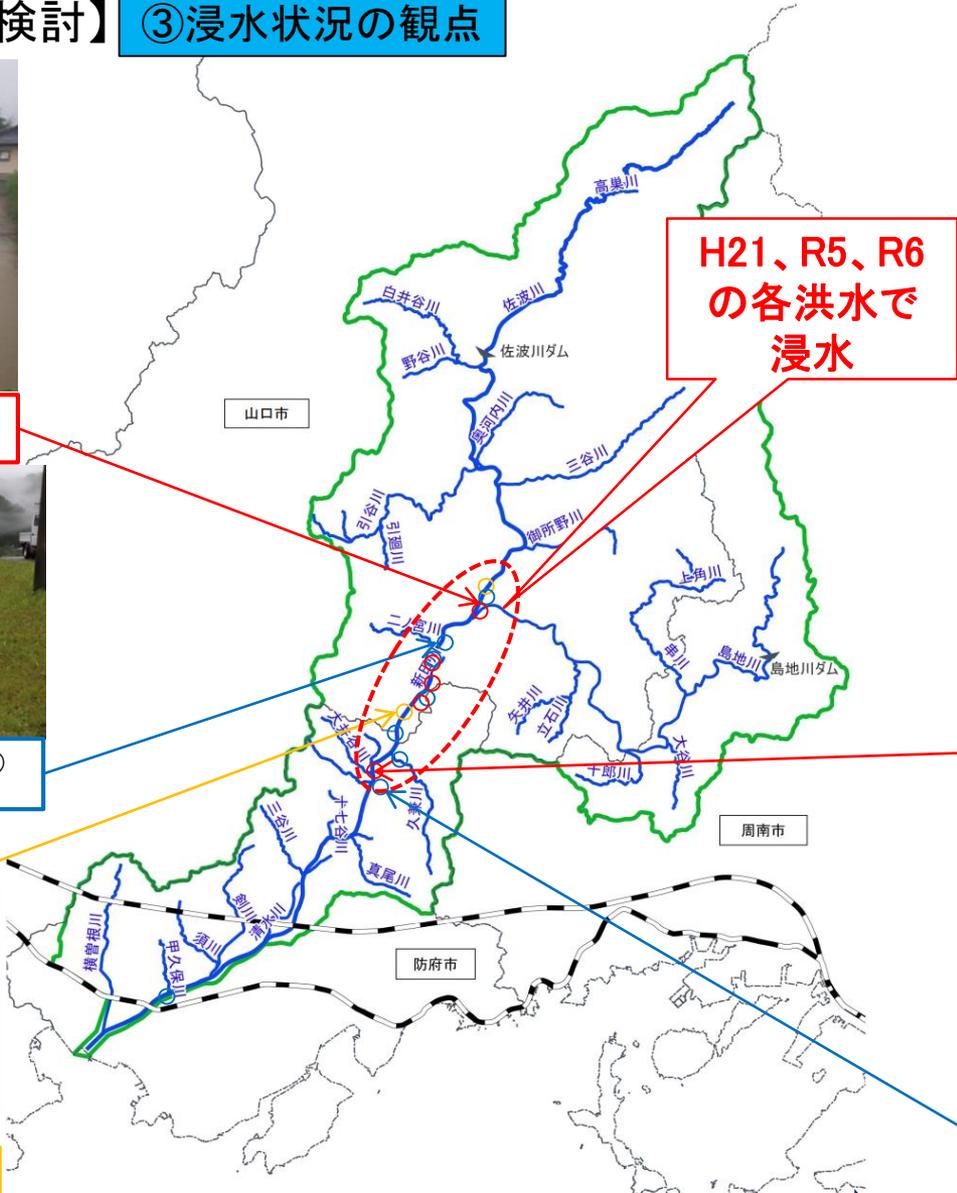
佐波川右岸25k200付近（山口市徳地堀）
溢水による農地浸水



佐波川左岸22k400付近（山口市徳地伊賀地）
霞堤箇所の農地浸水



佐波川左岸19k000付近（山口市徳地岸見）
溢水による農地浸水



佐波川右岸19k200付近（山口市徳地岸見）
霞堤箇所の農地浸水



佐波川左岸15k600付近（防府市和字）
霞堤箇所の農地浸水

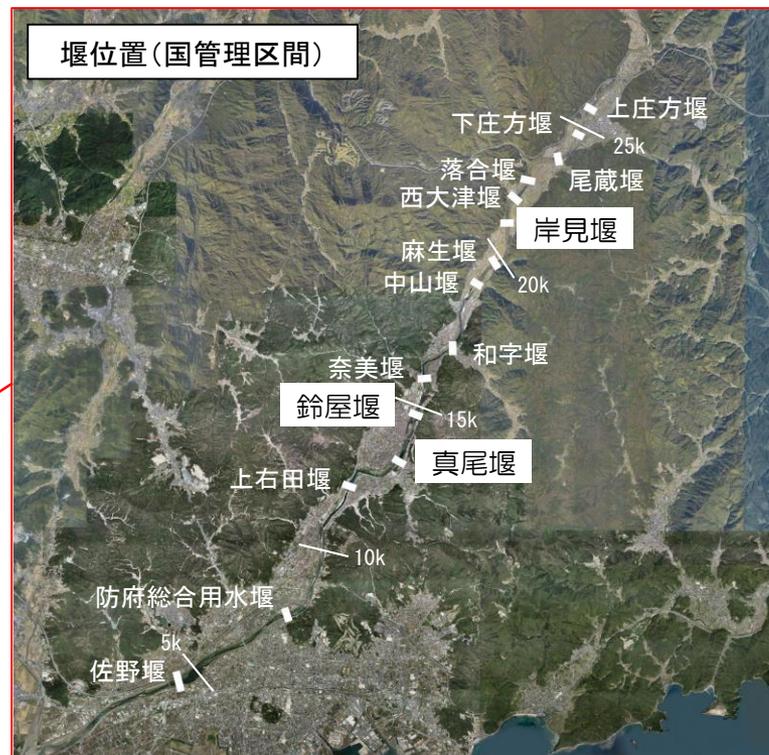
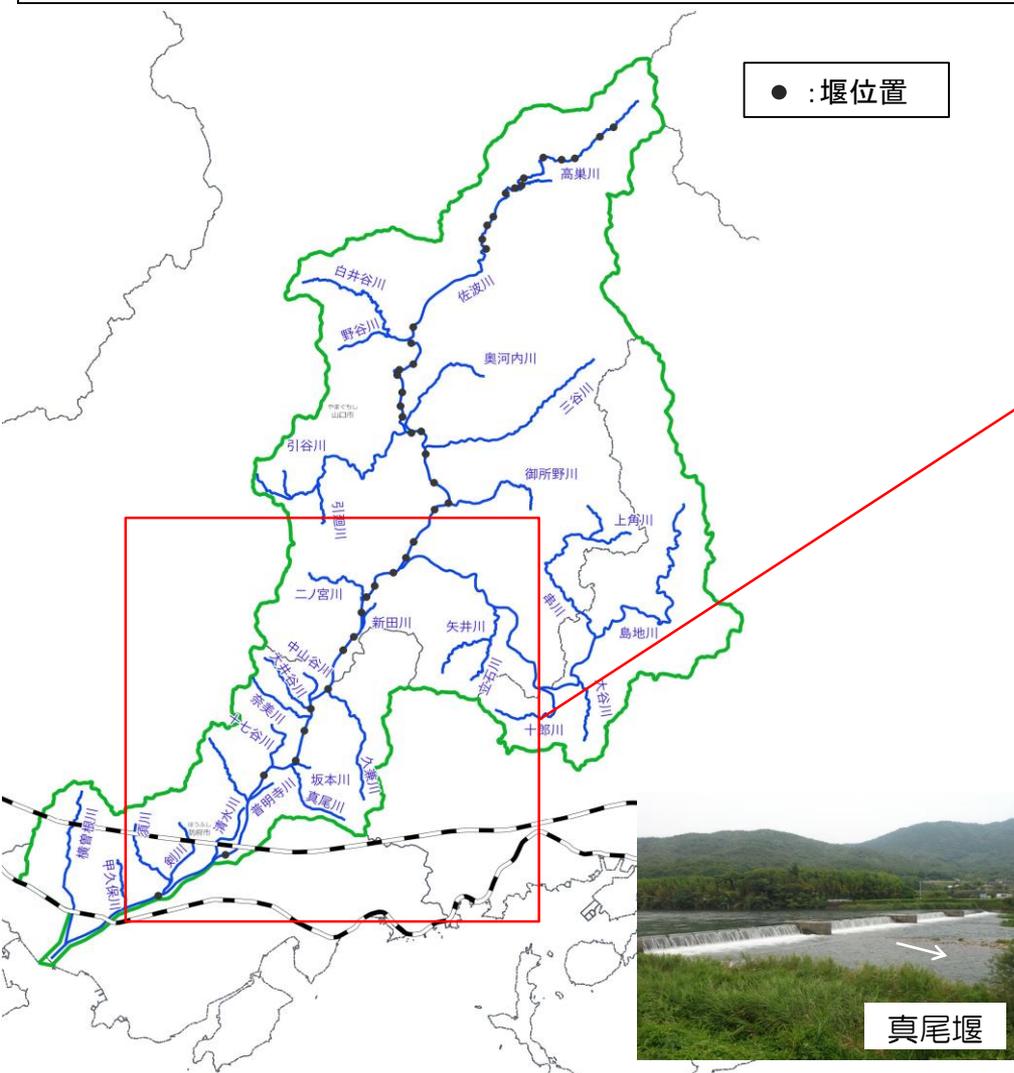
「③浸水状況の観点」での指定区間下流端(案)

➡ 15k6付近から上流

特定都市河川 指定区間の検討

【指定区間下流端の検討】 ④地形条件の観点

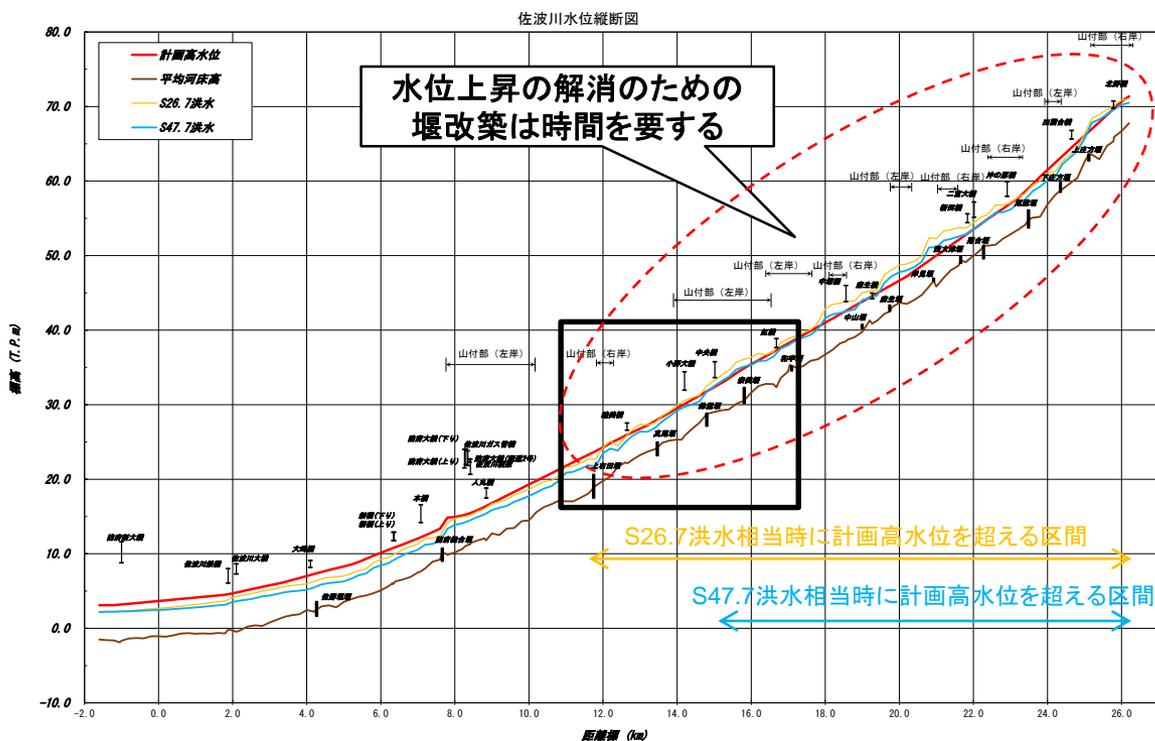
- 佐波川本川中・上流部は河床が急勾配となっており、農業用水を確保するために数多くの堰が存在するが、洪水時の水位上昇の要因となっている。



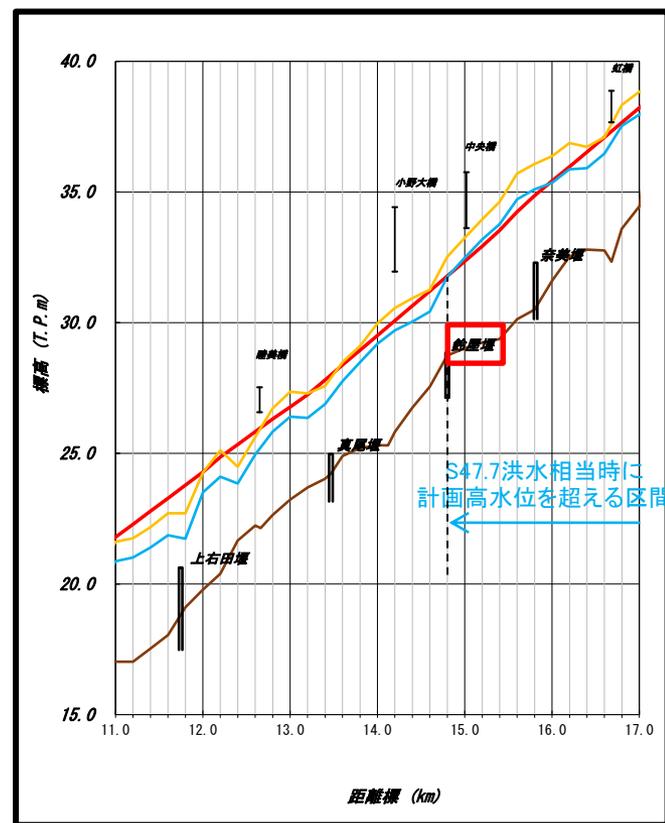
特定都市河川 指定区間の検討

【指定区間下流端の検討】 ④地形条件の観点

- 改築が必要な固定堰については対応が必要となるが、堰改築や堰改築に伴う河道掘削等に時間を要することから、早期の治水安全度向上が困難な状況となっている。
- 昭和47年7月洪水相当の流量では鈴屋堰付近(14k8)から上流で計画高水位を超える。



佐波川水位縦断面図(S26.7洪水、S47.7洪水)



「④地形条件の観点」での指定区間下流端(案)

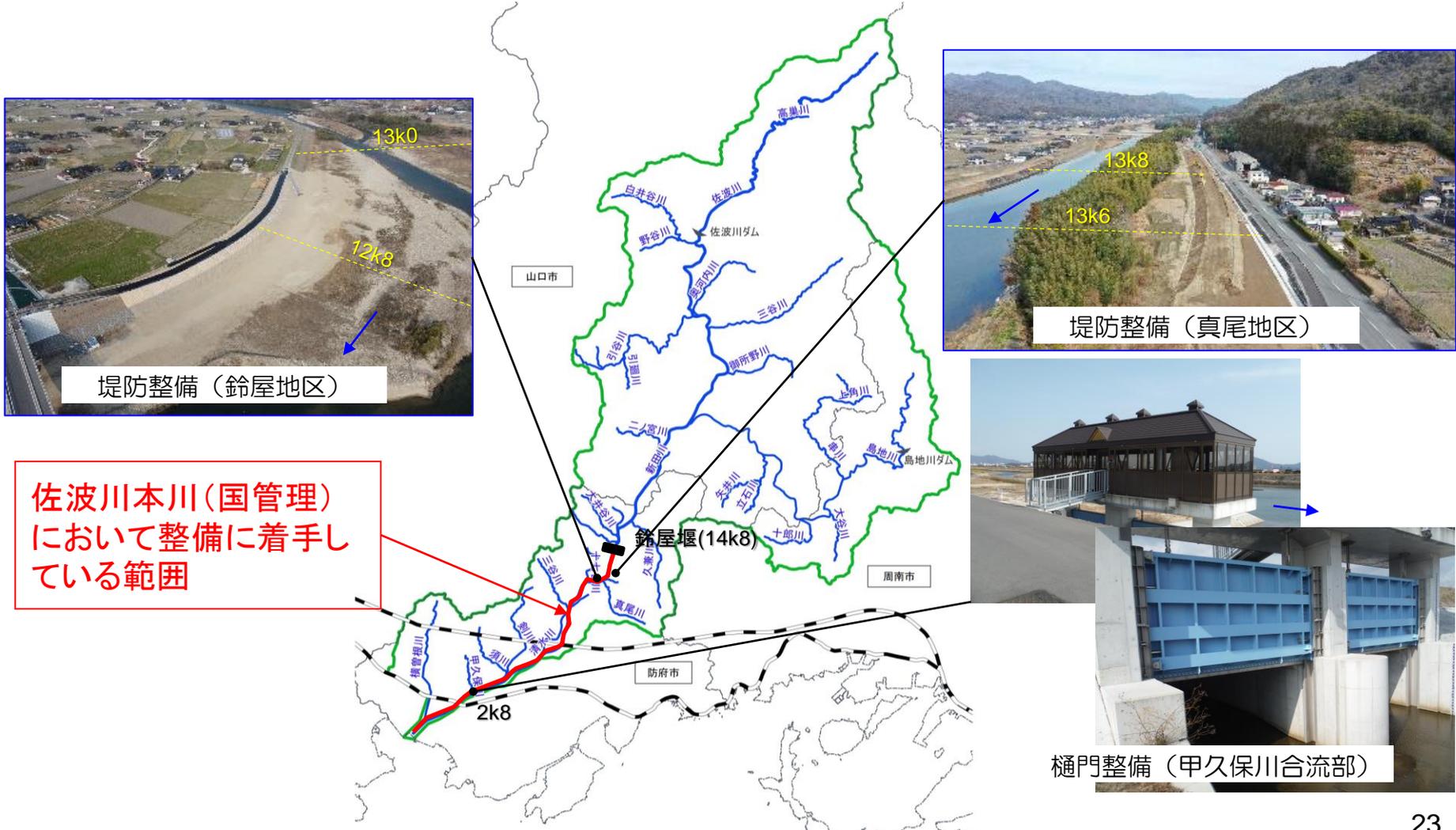


鈴屋堰(14k8)から上流

特定都市河川 指定区間の検討

【指定区間下流端の検討】 ⑤整備状況の観点

- 鈴屋堰(14k8)から上流は、築堤・掘削・固定堰改築・家屋嵩上げ等の整備を実施予定であるが、令和6年7月現在未着手である。(鈴屋堰の下流は支川処理、浸透対策を除き着手済)



佐波川本川(国管理)において整備に着手している範囲

特定都市河川 指定区間の検討

【指定区間下流端の検討】 ⑤整備状況の観点

- 堰による外水位上昇の影響により内水の流下が阻害され、支川の開口部において浸水が発生しやすい状況となっている。近年出水においても繰り返し浸水が発生していることから、内水と外水の対策を一体的に検討し、早急に対策を進める必要がある。
- このため、現在、河川整備が未着手である鈴屋堰(14k8)から上流について、現行整備計画の対策に流域治水の考えを取り込み、佐波川の特徴である霞堤(支川の開口部)の保全や貯留機能保全区域の指定、家屋の嵩上げ等も含め検討を行う。

【例】岸見地区

【令和6年に3度浸水】



霞堤(支川の開口部)の例

「⑤整備状況の観点」での指定区間下流端(案)

➡ 鈴屋堰から上流

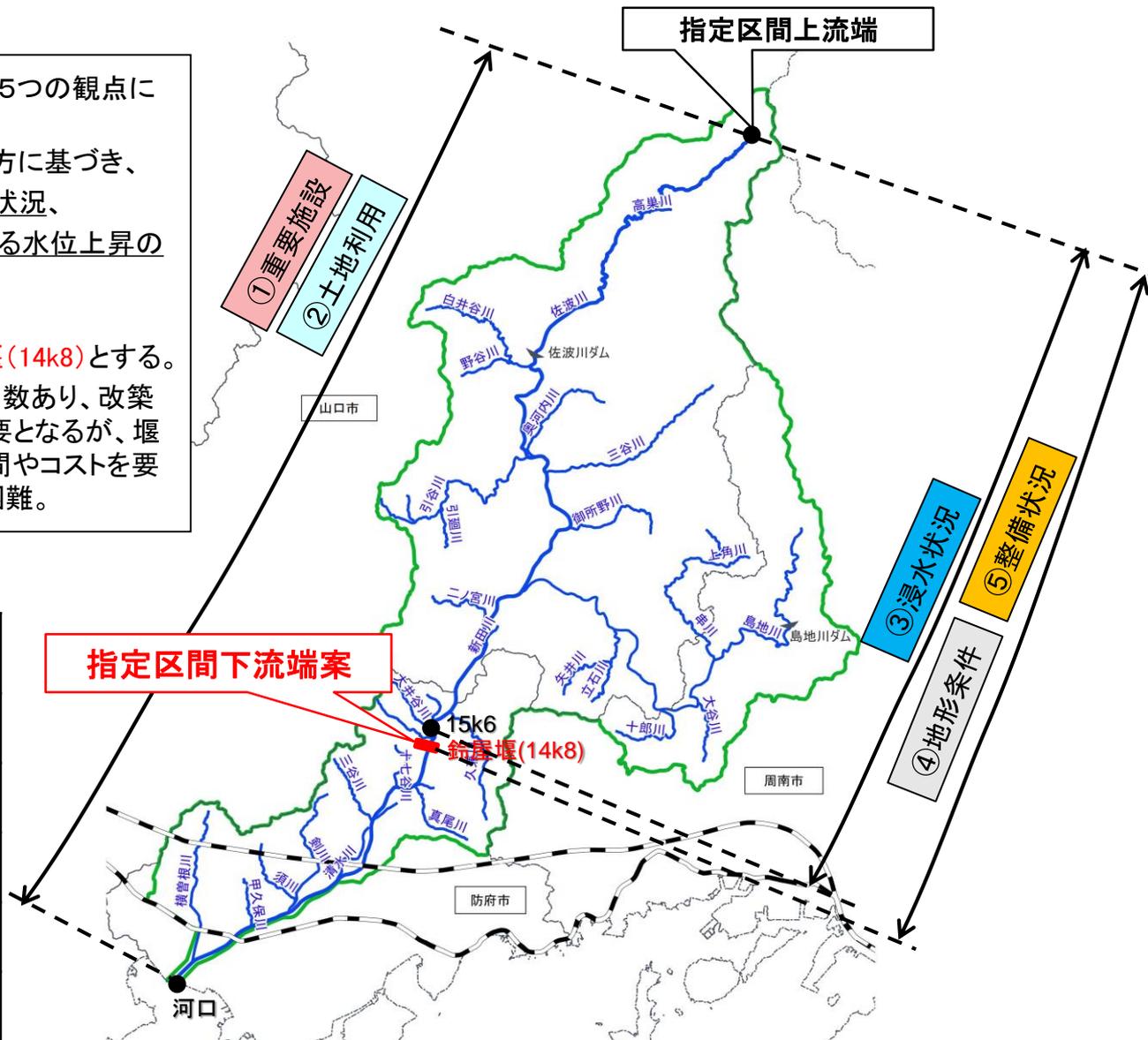
特定都市河川 指定区間の検討

【特定都市河川の指定区間】

- 指定区間の下流端について、検討した5つの観点による下流端(案)を整理した。
- 段階的な特定都市河川の指定の考え方に基づき、
 - ✓ 近年における浸水被害の発生状況、
 - ✓ 昭和47年7月洪水による堰による水位上昇の状況、
 - ✓ 現状の河道整備状況
 を踏まえ、指定区間下流端案は**鈴屋堰(14k8)**とする。
- 鈴屋堰を含め、14k8から上流は堰が多数あり、改築が必要な固定堰については対応が必要となるが、堰改築や堰改築に伴う河道掘削等に時間やコストを要するため、早期の治水安全度向上が困難。

指定区間下流端(案) 総括表

観点	指定区間下流端(案)
①重要施設	河口
②土地利用	河口
③浸水状況	15k6付近
④地形条件	鈴屋堰(14K8)
⑤整備状況	鈴屋堰(14k8)



● 流域全体で対策効果を高めるため、指定区間は本川に流入する支川も含め指定を行う。

特定都市河川 指定範囲の検討

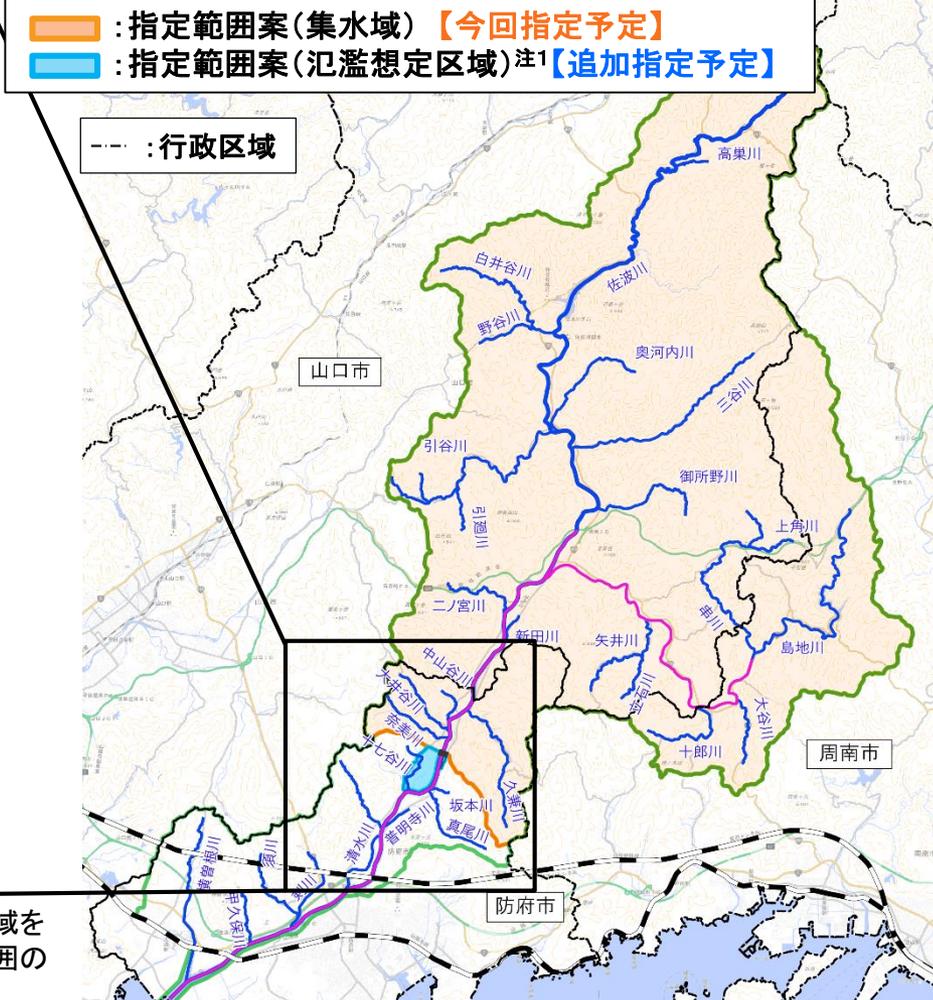
特定都市河川及び特定都市河川流域の指定範囲
(法第2条第1項及び第2項)

解説)

(2) 特定都市河川流域の指定範囲(抜粋)

下水道の排水区域を含む降雨が当該特定都市河川に流出する「集水域」、そして当該特定都市河川からの氾濫が想定される「氾濫想定区域」について指定する。

- 下流端(鈴屋堰(14k8))より上流に流出する「集水域」および氾濫が想定される「氾濫想定区域」として奈美、和字の氾濫ブロックを指定範囲案とする。



注1. 本資料の氾濫想定区域は想定最大規模の降雨による浸水想定区域を示したものである。今後、流域水害対策計画の策定に合わせて範囲の精査を行った結果、変わることがあります。

6. 特定都市河川指定のスケジュール

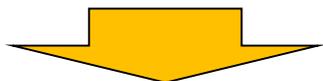
- ・第7回佐波川流域治水協議会【R6. 10. 31】（済）
 - 指定要件
 - 指定河川区間、指定流域範囲検討の考え方



- ・第8回佐波川流域治水協議会【R7. 2. 4】
 - 指定河川区間、指定流域範囲
 - 関係者周知の取り組み
 - 流域水害対策協議会の体制
 - 流域水害対策計画の検討状況



- ・第9回佐波川流域治水協議会【R7. 4頃】
 - 流域水害対策計画の検討状況
 - 特定都市河川の指定手続き開始
 - 指定スケジュール



- ・法定意見聴取等の指定に向けた手続き

5. 関係者周知の取り組み

■特定都市河川の指定に伴い、雨水浸透阻害行為の許可が必要になる等、住民や関係者への制度周知のため、各機関が連携し、広報を実施する。

広報資料の例

佐波川の特定都市河川指定に向けた手続きを行っています

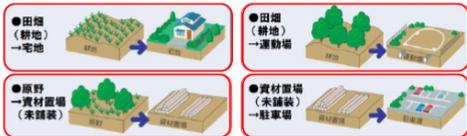
佐波川流域では、近年、平成21年7月中国・九州北部豪雨などにより大きな土砂災害や浸水被害が発生しており、今後も、水災害の更なる頻発化・激甚化が予測されています。このため、水災害に強い地域づくりをめざして、流域治水を本格的に実践するための新たな法的枠組である「特定都市河川」への指定に向けた検討を進めています。

特定都市河川に指定されることにより、河川整備を加速するとともに、実効性のある対策を講じていくことが可能となります。



特定都市河川に指定されると、流域内で行う次の行為に対して山口県等の許可（貯留・浸透対策施設の設置）が必要となります。

対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例



- 図に示す作為面積が1,000㎡以上の場合、許可（対策）が必要になります。
- 田畑や原野を、宅地や舗装、資材置場、駐車場にする場合や、造成済みの土地などでも、利用方法の変更により対象となる場合があります。

問 ●●課●●係 ☎ 0XX-XXX-XXXX Fax 0XX-XXX-XXXX

佐波川水系の特定都市河川指定に向けた手続きを開始します

山口県内の佐波川流域（防府市、山口市、周南市）では、近年、平成21年7月中国・九州北部豪雨や令和7年7月、令和8年7月の大雨により浸水被害が発生しています。さらに今後も、全国で気象変動により水災害の更なる頻発化・激甚化が予測されていることを踏まえ、流域での浸水被害対策も組み合わせ、河川管理者だけでなく、流域の関係者が協働して行う「流域治水」の考えに基づき対策が必要です。

このため、近年大きな浸水被害が発生した佐波川流域では、水災害に強い地域づくりを目指して、流域治水を本格的に実践するための新たな法的枠組である「特定都市河川」への指定に向けた検討を進めています。

特定都市河川に指定することにより、河川整備を加速するとともに、水害リスクを踏まえた土地利用や流出抑制対策等に係る新たな予算・税制等も活用して、実効性のある対策を講じていくことが可能となります。

許可が必要となる流域について



H21.7中国・九州北部豪雨被災状況



流域治水について



特定都市河川に指定されると、流域内の以下の行為に対して、山口県等の許可（貯留浸透対策施設の設置）が必要になります。新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出すると、流域の浸水被害を高めることにつながるため、流出する雨水量が増えるおそれのある一定規模以上の行為（雨水浸透阻害行為）に対して、貯留・浸透対策を義務付けるものです。

対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例



- 例に示す作為面積が1,000㎡以上の場合、許可（対策）が必要となります。
- 田畑や原野を、宅地や舗装、資材置場、駐車場にする場合や、造成済みの土地などでも、利用方法の変更により対象となる場合があります。

佐波川の特定都市河川指定に関するお問い合わせ先
 国土交通省中国地方整備局山口川河川国連事務所 河川管理課 TEL:0835-22-1890
 防府市 河川課 TEL:0834-3000-3000
 山口市 河川課 TEL:0834-3000-3000
 周南市 河川課 TEL:0834-3000-3000

流域全体で水災害を防ぐ！

佐波川水系強靱化に 取り組んでいます

問 ●●課●●係 ☎ 0XX-XXX-XXXX

近年の降雨量増加により、想定していなかった規模での水災害が頻発しています。平成21年7月の洪水（平成21年7月中国・九州北部豪雨）では、佐波川流域の各所で土砂災害や家屋浸水などが発生し、甚大な被害を受けました。

市民のみなさんの安全・安心な暮らしを守るために、水災害に強いまちづくりが必要です。そこで、佐波川水系の強靱化のため、流域の防府市・山口市・周南市、さらには山口県・国土交通省・農林水産省などの関係機関と連携し、「特定都市河川浸水被害対策法*1」での特定都市河川・流域の指定を受けることを視野に「流域治水*2」を推進しています。

特定都市河川・流域の指定がされると、「流域治水」が進む一方、特定の行為に許可が必要となる場合があります。水災害に強いまちづくりのため、ご理解とご協力をお願いします。



用語の解説

※1…特定都市河川浸水被害対策法
 令和3年11月1日に改正され、特定都市河川の指定要件が拡大されました。従来は都市開発が進んでいる河川が対象でしたが、合流部や狭窄部での指定が可能です。特定都市河川・流域に指定されると、流域全体での治水事業に取り組んだり、国の事業を活用しやすくなります。

※2…流域治水
 これまでの「総合治水」では、都市部の河川で、開発による流出増を抑える対策として調整池の整備などを行ってきました。しかし、近年の降雨量の増加などにより、河川の上流から下流まであらゆる関係者が協働して、流域全体で水災害を軽減させる「流域治水」の考え方が重要となっています。

これからどんな対策が行われるの？

特定都市河川・流域に指定されると、流域水害対策協議会を設立、次の3つの視点で流域水害対策計画を策定して整備事業などを進めます。

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
 - 既設ダムなどの事前放流に係る協議会制度の創設
 - 流域における雨水貯留対策の強化 など
- ② 被害対象を減少させるための対策
 - 浸水被害防止区域の創設 など
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - ハザードマップ作成エリアの拡大 など

策定までの道のりは？

- ●月●旬
関係市と連携し、国に要望書を提出
- ●月●旬
国土交通省から法定意見聴取
- ●月●旬
特定都市河川・流域に指定
- 指定後
佐波川流域水害対策協議会（仮称）を設置し、流域水害対策計画を策定、計画に基づく整備事業などを実施

特定都市河川指定で許可が必要になることって？

流出雨水量を増加させるおそれがある行為（雨水浸透阻害行為）に県知事の許可が必要となります。

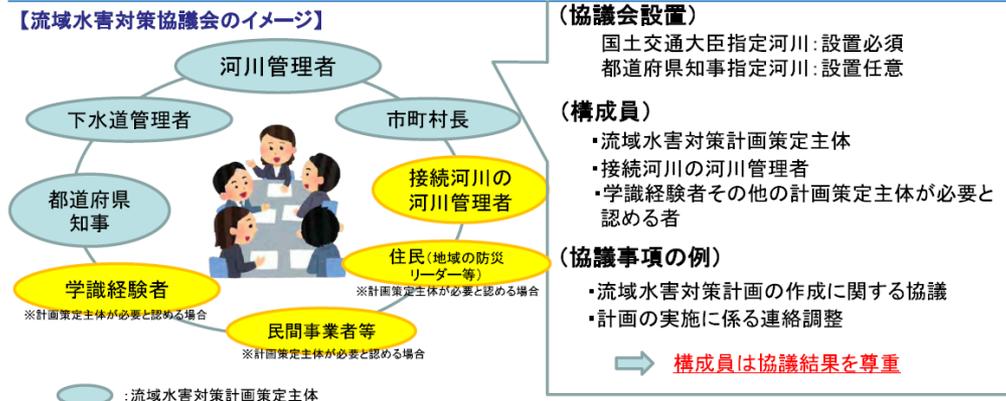
また、許可にあつた場合は、雨水貯留浸透施設（調整池など）の整備が義務づけられます。対象は、宅地以外の土地で行う1,000㎡以上の造成などです。

許可が必要となる造成の例



7. 流域水害対策協議会の体制

■ 流域水害対策計画の作成・変更の実施に係る調整を行うため、関係する河川管理者、都道府県及び市町村の長、下水道管理者等で構成される流域水害対策協議会を創設する。



流域水害対策協議会 構成員(案)

機関	備考
中国地方整備局	計画策定主体
山口県	計画策定主体
山口市	計画策定主体
防府市	計画策定主体
周南市	計画策定主体
中国四国農政局	
近畿中国森林管理局	
森林研究・整備機構 森林整備センター	
福岡管区气象台	
中国財務局	
土地改良事業者	
地域の防災リーダー	
学識経験者	都市計画・都市防災
学識経験者	河川・下水

流域水害対策協議会(法第6条及び第7条)

(3) 協議会の構成員(抜粋)

協議会の構成員は、特定都市河川法改正による改正後の同法第6条第2項及び第7条第2項により、河川管理者等及び当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者とされている。

加えて、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者を協議会の構成員とすることができることとされている。

必要に応じて、流域水害対策計画の策定等における専門的な観点からの助言や関係者間の調整役としての学識経験者や、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策の促進や避難対策の実効性の向上等の観点から、流域対策の実施を予定している民間事業者のほか、地域の防災リーダーや過去の洪水の歴史に詳しい住民等を構成員に追加することが望ましい。

8. 流域水害対策計画の策定に向けた検討

流域水害対策計画に定める事項

流域水害対策計画に定める事項(法第4条第2項)

解説)

流域水害対策計画に定める事項は、法第4条第2項各号に規定しており、以下のとおりである。

流域水害対策計画

計画期間

浸水被害対策の基本方針

計画対象降雨(都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨)

都市浸水想定(計画対象降雨が生じた場合の洪水・雨水出水による浸水想定区域・水深)

河川管理者主体

- ・特定都市河川の整備
- ・河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備

下水道管理者主体

- ・特定都市下水道の整備
- ・特定都市下水道のポンプ施設の操作

河川・下水道管理者以外の者主体

- ・雨水貯留浸透施設の整備その他雨水の一時的な貯留又は地下への浸透

- ・雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項
- ・都市浸水想定区域における土地の利用
- ・貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針
- ・浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置
- ・その他浸水被害の防止を図るために必要な措置

5. 流域水害対策計画の構成(案)

目次構成	内容
第1章 佐波川特定都市河川流域の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 流域の諸元(土地利用、人口、降雨特性等) 佐波川特定都市河川の概要 過去の浸水被害と治水事業の経緯 特定都市河川流域における現状の課題
第2章 佐波川特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 整備等の基本的な考え方 計画期間、対象区域、目標洪水
第3章 都市浸水想定	<ul style="list-style-type: none"> 目標洪水が生じた際の浸水戸数、浸水面積等(浸水被害対策実施前後での比較)
第4章 特定都市河川の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 河川工事の目的、種類及び施工の場所(国・山口県)
第5章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備方針(国・山口県)
第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 排水区域毎の面積、計画放流量、貯留能力
第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 雨水浸透阻害行為に対する流出抑制対策の義務(県) 雨水貯留浸透施設の整備の推進(市) 水田貯留、ため池活用、霞堤の保全等の推進
第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> 認定に当たっての基準(県)
第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な運転調整の方針 連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知
第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 河川、下水、都市、農林、防災その他関係部局の連携による都市計画やまちづくりに関する計画等との整合・連携
第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針	<ul style="list-style-type: none"> 貯留機能保全区域、浸水被害防止区域の指定の方針(県)
第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> リスクコミュニケーションの充実 大規模氾濫に関する減災対策 洪水時及び発災時の情報収集・伝達
第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 既存ダムの洪水調節機能強化 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応

※特定都市河川指定後の検討状況に応じて見直す。